

ほくと地域応援券 第2弾

新型コロナウイルス感染症の影響により、縮小傾向にある地域経済の活性化を図ることを目的として、北斗市商工会が事業主体となり、北斗市内で利用できるクーポン券を市民のみなさんへ配布します。

お問い合わせ

- 応援券の利用方法や利用可能店舗に関すること
取扱店の登録に関すること
問 北斗市商工会 ☎0138-73-2408

- 配布対象者 / 全市民(令和2年11月13日現在において住民登録がある方)
- 配布額 / 一人につき5千円
- 利用期間 / 令和2年12月15日(火)～令和3年3月20日(土)
- 配布方法 / 郵送(ゆうパック)
※ 令和2年11月13日において、住民登録をしている住所へ送付します。

- 応援券の配送状況に関すること
問 北斗郵便局郵便部 ☎0138-73-7797
- 配布対象世帯員に関すること
問 市役所水産商工労働課[内線284～287]

【事業者向け】

令和3年度固定資産税の軽減措置

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した中小事業者等(※)の所有する、償却資産と事業用家屋の令和3年度分の固定資産税の課税標準額を事業収入の減少率に応じて軽減します。
(※ 資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人、資本または出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人、常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人)

- 対象 / 令和3年1月1日現在所有している中小事業者等の償却資産・事業用家屋に対する固定資産税。

- 軽減内容 / 令和2年2月から10月までの任意の連続する3か月間の売上が前年の同期間と比較して30%以上50%未満の割合で減少している場合は2分の1、50%以上減少している場合は全額を軽減します。

- 必要書類 / 認定経営革新等支援機関等(税理士、公認会計士、商工会など)の確認を受けた申告書(原本)、令和3年度の償却資産申告書、その他必要な書類

※ 詳細は、市公式ホームページをご覧ください。

- 申請期間 / 令和3年1月4日(月)から2月1日(月)

提出・問 市役所税務課資産課税係[内線132～134]

市長と語ろう ほくとトーク 参加団体を募集します

市長がみなさんの生活の場や活動の場にお伺いし、「市政」や「まちの話題」について気軽に語り合うことで、市民参画による協働のまちづくりを推進するために行うのが、「ほくとトーク」です。



どんな人が参加できますか？

対象となる方は、市内で活動する、同じ職種の方々や共通の文化・スポーツ活動などに取り組むグループ、地域の経済活動団体、ボランティア団体などです。

どのような内容ですか？

「ほくとトーク」は、まちづくりに関する建設的な意見交換を目的として、市民のみなさんと行政がどのように協働して取り組めるかを、直接対話形式でお話しするものです。

議題については、各団体の代表の方が設定することになりますが、内容によっては、事前に調整を行う場合があります。

いつ開催することができますか？

開催日はみなさんのご都合にあわせてますが、土日や祝日、年末年始は除きます。開催時間は午前9時から午後9時までの間で、2時間程度とします。

「ほくとトーク」申込方法

希望される団体やグループの代表の方が、実施希望日の1か月前までに、希望の日時を企画課情報管理係へご連絡ください。ご連絡いただいた希望日に基づいて、市長の公務日程など調整を行った後、代表の方から実施申込書を提出していただきます。

※ 新型コロナウイルスの感染状況により、実施申込後に開催の延期や中止をする場合がありますのでご了承ください。

問 市役所企画課情報管理係[内線236]